

視覚障害者の生活訓練等について

1. 中途視覚障害者自立更生支援事業

中途視覚障害者に対して、訪問による歩行訓練、日常生活動作訓練などの訓練事業のほか、中途視覚障害者の自立のための援護が受け易くなるよう医療機関への福祉サービス情報の提供を行い、その自立と社会参加の促進を図る。

なお、訓練は「歩行訓練士」の資格を持つ者が行っている。

※(福)千葉県視覚障害者福祉協会に委託

※平成30年度予算額：8,500千円（平成31年度も同額で要求）

※平成29年度実績：年間実利用人数75名、訓練回数514回

(参考) 視覚障害生活訓練等指導者（通称：歩行訓練士）の概要

- ・養成団体：(福)日本ライトハウス（大阪市） 厚生労働省から受託
- ・養成期間：2年間（原則4年制大学卒業者。筆記試験・面談あり。）
- ・受講料：51万8千円
- ・講習内容：視覚障害リハビリテーションの基礎、生活訓練の指導法、実技

2. 障害者IT支援事業

障害者の情報通信事業の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として「障害者ITサポートセンター」を設置・運営するとともに、パソコンの利用促進のためのパソコン教室を開催し、視覚障害者への総合的なIT支援事業を実施することで、視覚障害者の社会参加を促進する。

※千視協・あかね・トライアングル西千葉共同事業体に委託

※平成30年度予算額：12,000千円（平成31年度も同額で要求）